避難情報の判断・伝達マニュアル

令和８年１０月

志摩市

目　次

はじめに 1
Ⅰ　避難行動（安全確保行動）の考え方 2
１．避難行動の種類と定義 2
２．本マニュアルで対象とする災害の種類、避難情報発令の判断基準 3
３．市民、施設管理者等に対して求める避難行動の原則 3
４．避難情報等と居住者等がとるべき行動（警戒レベルの詳細） 3
Ⅱ　水害（河川の氾濫） 4
１．避難情報発令対象地域の決定 4
２．避難情報発令の判断基準 4
３．避難情報の解除の考え方 5
４．防災行政無線による避難情報の伝達文（例） 5
Ⅲ　土砂災害 7
１．避難情報発令対象地域の決定 7
２．避難情報発令の判断基準 7
３．避難情報の解除の考え方 8
４．防災行政無線による避難情報の伝達文（例） 8
Ⅳ　高潮災害 10
１．避難情報発令対象地域の決定 10
２．避難情報発令の判断基準 10
３．避難情報の解除の考え方 11
４．防災行政無線による避難情報の伝達文（例） 11
Ⅴ　台風災害 13
１．避難情報発令対象地域の決定 13
２．避難情報発令の判断基準 13
３．避難情報の解除の考え方 13
４．防災行政無線による避難情報の伝達文（例） 14
Ⅵ　津波災害 15
１．避難情報発令対象地域（区域）の決定 15
２．避難情報発令の判断基準 15
３．避難情報の解除の考え方 16
４．防災行政無線による避難情報の伝達文（例） 16
５．その他留意事項 17
≪※参考情報：津波警報等の情報伝達について※≫ 17
Ⅶ　避難情報の伝達 18
１．情報伝達手段 18
２．要配慮者、避難支援関係者等への伝達 18

はじめに

志摩市は、歴史的にも東海、東南海、南海地震など南海トラフを震源とする巨大地震に見舞われ、そのたびに大きな被害を受けてきた。次の南海トラフ地震の発生も危惧されており、その対策が急務となっている。また、昭和 34 年 9 月の伊勢湾台風をはじめ大型台風による被害もたびたび受けており、あわせて近年、全国各地で発生している地球温暖化が原因と思われる大雨等による大水害や土砂災害等のリスクへの対応が迫られている。

災害から市民の命を守るためには、市民自らが、自分の住んでいる地域の災害リスクを認識し、災害が発生するおそれがある場合には、適切なタイミングで避難行動をとることが重要である。

市民の生命、身体を保護するために行うべき市の責務は、市民一人ひとりが的確な避難行動をとる判断をするための知識と情報を提供することであり、災害対策基本法では、災害が発生するおそれがある場合等において特に必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、市町村長が避難情報を発令する権限が与えられている。

このため、市としては、災害が発生するおそれがある場合等に市民自らが適時的確な判断ができるよう、一人ひとりの居住地等にどのような災害リスクがあり、どういった場合に、どのような避難行動をとるべきかについて、日ごろから周知徹底を図っていくことが重要である。

これらを踏まえて、本マニュアルは、災害の種類ごとに住民がとるべき避難行動等について定め、このことを住民に周知することによって、減災に努めていくものである。

このマニュアルは、内閣府が示した「避難情報に関するガイドライン(令和８年３月改定)」を参考として作成しており、今後も地域の実情に応じ適宜更新するものとする。

これまでの経緯

年月	内容（修正点等）
平成３０年７月	マニュアルを作成
令和３年５月	マニュアルを改訂 ・令和３年５月の災害対策基本法の改正（「避難勧告」を廃止し、「避難指示」に一本化等）に伴い、本マニュアルを改定 ・「警戒レベル」の表記を追加
令和４年３月	マニュアルを一部修正 ・津波注意報発表時の対応について修正
令和８年３月	マニュアルを一部修正 ・津波注意報発表時の対応について修正
令和８年８月	マニュアルを一部修正 ・防災気象情報の見直しに伴う修正 ・津波注意報、津波警報、大津波警報発表時の対応について修正

Ⅰ　避難行動（安全確保行動）の考え方

１．避難行動の種類と定義

「避難行動」は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「生命又は身体を保護するための行動」であり、次の全ての行動を「避難行動」とする。

①立退き避難

災害リスクのある区域等の居住者等が、自宅・施設等に留まっていては命が脅かされるおそれがあることからその場を離れ、災害リスクのある区域等の外側等、対象とする災害に対し安全な場所に移動すること

②屋内安全確保

洪水等及び高潮に対しては、住宅構造の高層化や浸水想定（浸水深、浸水継続時間等）が明らかになってきていること等から、災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等であっても、ハザードマップ等で自ら自宅・施設等の浸水想定等を確認し、上階への避難や高層階に留まること等により、計画的に身の安全を確保すること

③緊急安全確保

「立退き避難」を行う必要がある居住者等が、適切なタイミングで避難をしなかった又は急激に災害が切迫する等して避難することができなかった等により避難し遅れたために、災害が発生・切迫（切迫とは、災害が発生直前、又は未確認だが既に発生している蓋然性が高い状況）し、指定緊急避難場所等への立退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ってしまったと考えられる場合に、そのような立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等すること

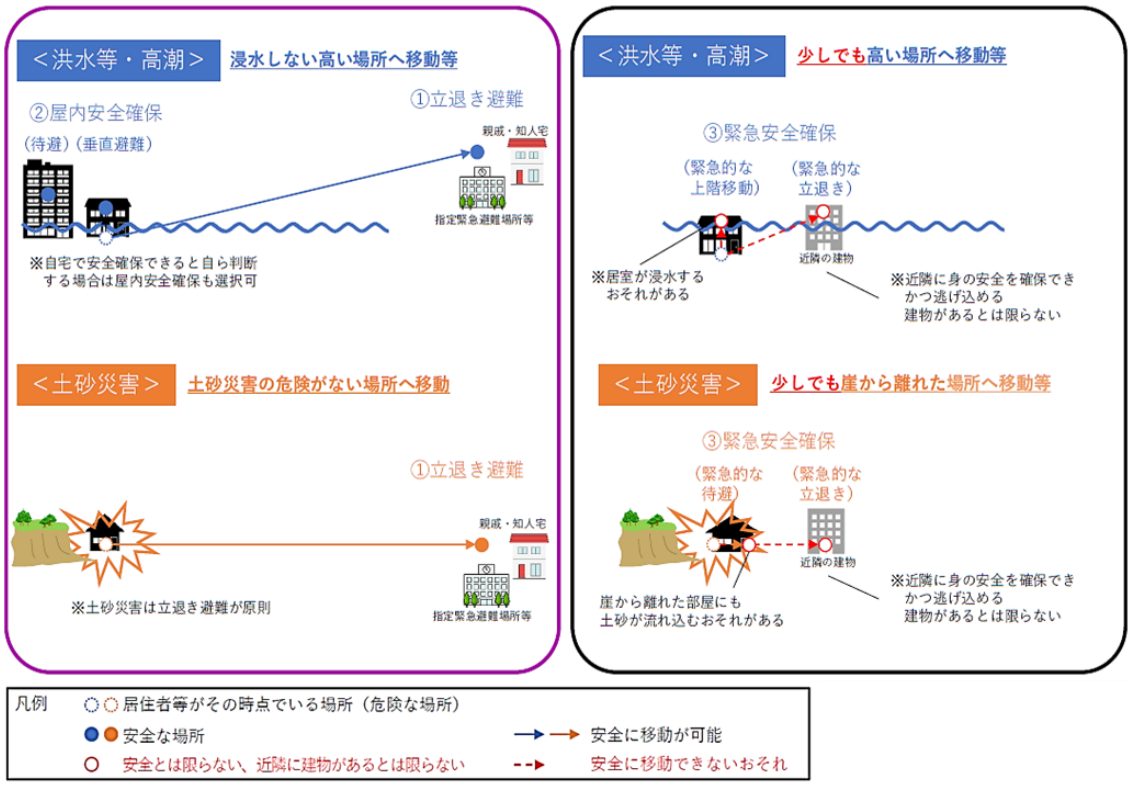


図　避難行動のイメージ（洪水等・高潮、土砂災害の例）（出典：避難情報に関するガイドライン/内閣府）

２．本マニュアルで対象とする災害の種類、避難情報発令の判断基準

本マニュアルで対象とする災害の種類は、「水害（河川の氾濫）」「土砂災害」「高潮災害」「台風災害」「津波災害」とし、それ以外の災害については、個別の事案により判断する。

本マニュアルにおいては、災害の種類ごとに避難情報発令の判断基準を示しているが、この基準はあくまでも目安であり、この判断基準に示されていない事象であっても、個別の判断に基づき避難情報を発令する場合がある。

３．市民、施設管理者等に対して求める避難行動の原則

自然災害に対しては、ハザードマップなどを参考としながら、市民、施設管理者等が自らの判断で避難行動をとることが原則である。

市は、災害が発生する危険性が高まった場合に、起こりうる災害種別に対応した区域を示して避難情報を発令する。市民、施設管理者等は、災害種別毎に自宅や管理する施設等の所在地が、立退き避難が必要な場所なのか、或いは、屋内安全確保で命を脅かされる可能性がない場所なのか等について、あらかじめ確認・認識する必要がある。

４．避難情報等と居住者等がとるべき行動（警戒レベルの詳細）

市から発令される避難情報の区分は、次のとおりとする。

避難情報	住民等がとるべき行動等	
【警戒レベル５】緊急安全確保	発令される状況	災害発生又は切迫
	●居住者等がとるべき行動：**命の危険　直ちに安全確保** ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ・ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。	
【警戒レベル４】避難指示	発令される状況	災害のおそれ高い
	●居住者等がとるべき行動：**危険な場所から全員避難** ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。	
【警戒レベル３】高齢者等避難	発令される状況	災害のおそれあり
	●居住者等がとるべき行動：**危険な場所から高齢者等は避難** ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人、妊産婦、乳幼児連れの人等、及びその人の避難を支援する人 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。	

Ⅱ　水害（河川の氾濫）

１．避難情報発令対象地域の決定

本市には水防法(昭和 24 年法律第 193 号)で規定された「洪水予報河川」「水位周知河川」など大きな河川がないことから、観測水位を基準とした避難情報の発令や対象地域の指定が困難であるため、大雨警報等の発表や大雨キキクル（危険度分布）など気象庁の発出する情報をもとに個別の事案に応じ対象地域、避難所を指定する。

２．避難情報発令の判断基準

（１）判断基準

区分	避難情報発令の判断基準
【警戒レベル５】緊急安全確保	「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令することが考えられる。ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。
	次のいずれかに該当し、災害対策本部長が必要と認めた場合 **（災害が発生直前又はすでに発生しているおそれ）** ・レベル５大雨特別警報が発表された場合 ・市内河川において増水、氾濫による著しい危険が切迫した状態にある場合 ・堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生等による決壊のおそれに伴い、著しい危険が切迫した状態にある場合 **（災害発生を確認）** ・決壊や越水・溢水が発生した場合 ・樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合（発令対象区域を絞り込む）
【警戒レベル４】避難指示	次のいずれかに該当し、災害対策本部長が必要と認めた場合 ・レベル４大雨危険警報が発表され、市内河川において増水、氾濫のおそれが生じた場合 ・レベル３大雨警報が発表され、気象庁の浸水キキクル（危険度分布）において、「危険（紫）（警戒レベル４相当）」が示され、市内において浸水のおそれが生じた場合 ・堤防に異常な漏水・浸食等が確認され、今後広がるおそれがある場合 ・強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想され、早期の避難が必要と判断される場合（気象庁ホームページの時系列情報において、夜間から明け方に大雨の「危険」（警戒レベル４相当以上の基準の超過）が予想されている場合など） ・強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（気象庁ホームページの時系列情報において、暴風の「警戒」（警報の基準の超過）が予想されている場合）（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）

区分	避難情報発令の判断基準
【警戒レベル３】高齢者等避難	次のいずれかに該当し、災害対策本部長が必要と認めた場合 ・大雨キキクル（危険度分布）において、「警戒（赤）（警戒レベル３相当）」が示され、市内河川において増水、氾濫のおそれが生じた場合 ・大雨キキクル（危険度分布）において、「警戒（赤）（警戒レベル３相当）」が示され、市内において浸水のおそれが生じた場合 ・堤防に軽微な漏水・浸食等が確認され、今後広がるおそれがある場合 ・強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想され、早期の避難が必要と判断される場合（気象庁ホームページの時系列情報において、夜間から明け方に大雨の「警戒」以上（警戒レベル３相当以上の基準の超過）が予想されている場合など）

【留意事項】

・避難情報発令にあたっては、状況に応じ、気象状況の見通しなどについて、津地方気象台の助言を求める。

（２）情報の確認先

確認する気象情報等	情報の確認先
大雨警報等の危険度分布	気象庁のホームページ 津地方気象台へ問い合わせ
市内河川の水位情報	川の防災情報（国土交通省） 川の水位情報（危機管理型水位計運用協議会）

３．避難情報の解除の考え方

避難情報については、発令の要因となった警報等（大雨警報等）が解除され、当該河川の水位が十分に下がり、上流域での降雨がほとんどなくなった場合などを基本として、解除するものとする。

４．防災行政無線による避難情報の伝達文（例）

防災行政無線による避難情報の伝達は、市民に明確に情報が伝わるよう、状況に応じ各町ごとに分割して行う。

（１）警戒レベル３　高齢者等避難の伝達文（例）

こちらは広報しまです。
災害対策本部（災害対策本部未設置の場合は防災危機管理課）からお知らせします。
○○町○○地区に警戒レベル３（さん）　高齢者等避難を発令しました。
避難所は○○避難所を開設します。
高齢者など避難に時間のかかる方で、危険と思われる場合は避難を開始してください。

（２）警戒レベル４　避難指示の伝達文（例）

こちらは広報しまです。災害対策本部からお知らせします。
○○町○○地区に警戒レベル４（よん）　避難指示を発令しました。
避難所は○○避難所を開設します。
危険な場所にいる人は速やかに避難を開始してください。

（3）警戒レベル５　緊急安全確保の伝達文（例）

こちらは広報しまです。災害対策本部からお知らせします。
○○川の水位が堤防を越え、氾濫が発生しました。（氾濫が発生するおそれがあります。）
○○地区の○○川付近に対し、警戒レベル５（ご）　緊急安全確保を発令しました。
○○地区の○○川付近にいる方は、
（既に避難所等への避難を安全にできない場合があります。）
避難所等への避難が危険な場合には、
自宅や近くの建物で、少しでも浸水しにくい高い場所へ移動するなど
直ちに身の安全を確保してください。

Ⅲ　土砂災害

１．避難情報発令対象地域の決定

土砂災害警報等の発表や土砂キキクル（危険度分布）など気象庁が発出する情報や三重県土砂災害情報提供システム（以下、「土砂災害の危険度分布等」という。）において発表されたメッシュ情報を考慮し対象地域を判断する。避難情報は原則として着色メッシュを含む地域単位で発令するが、未着色地域についても降雨状況等を考慮し、必要に応じて発令を検討する。

【留意事項】

・平時から市民自らの判断で避難行動がとれるよう、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域が設定されている地域などを市民に周知しておく。

２．避難情報発令の判断基準

（１）判断基準

区分	避難情報発令の判断基準
	「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令することが考えられる。ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。
【警戒レベル５】 緊急安全確保	次のいずれかに該当し、災害対策本部長が必要と認めた場合 **（災害が発生直前又はすでに発生しているおそれ）** ・レベル５土砂災害特別警報が発表された場合 ・レベル４土砂災害危険警報が発表されている状況で、気象防災速報（記録的短時間大雨）が発表された場合 **（災害発生を確認）** ・土砂災害が発生し、人的被害が発生するおそれが高まった※場合 ※山鳴り、立木の流出の発生が確認された場合など
【警戒レベル４】 避難指示	次のいずれかに該当し、災害対策本部長が必要と認めた場合 ・レベル４土砂災害危険警報が発表された場合 ・強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過し、市内に被害が予想される場合（気象庁ホームページの時系列情報において、夜間から明け方に土砂災害の「危険」以上（警戒レベル４相当以上の発表）が予想されている場合など） ・強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過し、市内に被害が予想される場合（気象庁ホームページの時系列情報において、暴風の「警戒」（警報基準の超過）が予想されており、かつ、土砂災害の「危険」以上（警戒レベル４相当以上の発表）が予想されている場合） ・土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等）が発見された場合

区分	避難情報発令の判断基準
【警戒レベル３】 高齢者等避難	次のいずれかに該当し、災害対策本部長が必要と認めた場合 ・レベル３土砂災害警報が発表された場合 ・土砂キキクル（危険度分布）で「警戒（赤）（警戒レベル３相当）」と示され、土砂災害による人的被害発生のおそれが生じた場合 ・強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過し、市内に被害が予想される場合（気象庁ホームページの「時系列情報」において、夜間から明け方に土砂災害の「警戒」以上（警戒レベル３相当以上の発表）が予想されている場合など） ※市内に被害が予想されるかどうかは、例えば、県内の市町に土砂災害危険警報が発表され、その地域の雨域が志摩市に継続してかかる可能性がある場合などで判断する。

【留意事項】

・避難情報発令にあたっては、状況に応じ、気象状況の見通しなどについて、津地方気象台の助言を求める。

・台風等の接近に伴い暴風警報や暴風特別警報が発表されている又は発表されるおそれがある場合、土砂災害からの避難が必要な住民等は、高齢者等避難が発令された段階で、各人が判断して立ち退き避難を行う必要がある。

（２）情報の確認先

確認する気象情報等	情報の確認先
土砂災害警報等の危険度分布	気象庁のホームページ 津地方気象台へ問い合わせ
三重県土砂災害情報提供システム	三重県土砂災害情報提供システムのホームページ

３．避難情報の解除の考え方

避難情報の解除については、発令の要因となった警報等（レベル３土砂災害警報、レベル４土砂災害危険警報、レベル５土砂災害特別警報）が解除された段階を基本として、解除するものとする。ただし、土砂災害が発生した場合は、状況に応じて解除の判断を行うものとする。

４．防災行政無線による避難情報の伝達文（例）

防災行政無線による避難情報の伝達は、市民に明確に情報が伝わるよう、状況に応じ各町ごとに分割して行う。

（１）警戒レベル３　高齢者等避難の伝達文（例）

こちらは広報しまです。
災害対策本部（災害対策本部未設置の場合は防災危機管理課）からお知らせします。
台風接近（土砂災害警報発表）のため、〇〇町に土砂災害に関する
警戒レベル３（さん）　高齢者等避難を発令しました。
避難所は〇〇避難所を開設します。
高齢者など避難に時間のかかる方で、危険と思われる場合は避難を開始してください。

（２）警戒レベル４　避難指示の伝達文（例）

こちらは広報しまです。災害対策本部からお知らせします。
台風接近（レベル４土砂災害危険警報発表）のため、○○町に土砂災害に関する
警戒レベル４（よん）　避難指示を発令しました。
避難所は○○避難所を開設します。
危険な場所にいる人は速やかに避難を開始してください。

（３）警戒レベル５　緊急安全確保の伝達文（例）

こちらは広報しまです。災害対策本部からお知らせします。
○○町で土砂災害が発生したため、
○○町に対し、警戒レベル５（ご）　緊急安全確保を発令しました。
○○町の方は、（既に避難所等への避難を安全にできない場合があります。）
避難所等への避難が危険な場合には、
自宅や近くの建物で、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動する
など、直ちに身の安全を確保してください。

Ⅳ　高潮災害

１．避難情報発令対象地域の決定

高潮災害については、具体的観測数値に基づき避難情報を発令することが困難であり、災害リスクの高い地域を限定することも難しいことから、当面は、海岸線を有する地域を対象とし避難情報を発令する。ただし、堤防等の決壊や浸水などにより「緊急安全確保」を発令する場合には、可能な限り地域を特定して発令する。

【避難情報発令対象地域】

町名	地域名
浜島町	浜島、南張、桧山路、塩屋、迫子、大崎
大王町	波切、船越、名田、畔名
志摩町	片田、布施田、和具、間崎、越賀、御座
阿児町	鵜方、神明、立神、志島、甲賀、国府、安乗
磯部町	下之郷、飯浜、川辺、穴川、坂崎、三ケ所、渡鹿野、的矢

２．避難情報発令の判断基準

（１）判断基準

区分	避難情報発令の判断基準
	「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令することが考えられる。ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。
【警戒レベル５】緊急安全確保	次のいずれかに該当し、災害対策本部長が必要と認めた場合 **（災害が発生直前又はすでに発生しているおそれ）** ・レベル５高潮特別警報が発表され、市内で高潮による浸水について著しい危険が切迫した状態にある場合 ・水門・陸閘等の異常が確認された場合 **（災害発生を確認）** ・海岸堤防等が倒壊した場合 ・異常な越波・越流が発生した場合 ・高潮による浸水被害が発生した場合
【警戒レベル４】避難指示	次のいずれかに該当し、災害対策本部長が必要と認めた場合 ・レベル４高潮危険警報が発表された場合 ・強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（気象庁ホームページの時系列情報において、夜間から明け方に高潮の「危険」以上（警戒レベル４相当以上の発表）が予想されている場合）

【警戒レベル３】 高齢者等避難	次のいずれかに該当し、災害対策本部長が必要と認めた場合 ・レベル３高潮警報が発表された場合 ・レベル２高潮注意報が発表され、台風情報で台風の暴風域が本市にかかると予想されている、又は台風が本市に接近することが見込まれる、かつ、市内に被害が予想される場合 ・強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（気象庁ホームページの時系列情報において、夜間から明け方に高潮の「警戒」以上（警戒レベル３相当以上の発表）が予想されている場合）

（２）情報の確認先

確認する気象情報等	情報の確認先
気象警報・注意報	気象庁のホームページ 津地方気象台へ問い合わせ

３．避難情報の解除の考え方

避難情報の解除については、発令の要因となった警報等（レベル３高潮警報、レベル４高潮危険警報、レベル５高潮特別警報）が解除された段階を基本として解除するものとする。ただし、浸水被害が発生した場合の解除については、住宅地等での浸水が解消した段階を基本として、解除の判断を行うものとする。

４．防災行政無線による避難情報の伝達文（例）

防災行政無線による避難情報の伝達は、市民に明確に情報が伝わるよう、状況に応じ各町ごとに分割して行う。

（１）警戒レベル３　高齢者等避難の伝達文（例）

こちらは広報しまです。
災害対策本部（災害対策本部未設置の場合は防災危機管理課）からお知らせします。
台風接近のため、市内全域の沿岸部に高潮に関する
警戒レベル３（さん）　高齢者等避難を発令しました。
避難所は〇〇避難所を開設します。
高齢者など避難に時間のかかる方で、危険と思われる場合は避難を開始してください。

（２）警戒レベル４　避難指示の伝達文（例）

こちらは広報しまです。災害対策本部からお知らせします。
台風接近（レベル４高潮危険警報発表）のため、市内全域の沿岸部に高潮に関する
警戒レベル４（よん）　避難指示を発令しました。
避難所は〇〇避難所を開設します。
危険な場所にいる人は速やかに避難を開始してください。

（３）警戒レベル５　緊急安全確保の伝達文（例）

こちらは広報しまです。災害対策本部からお知らせします。
○○町で高潮災害が発生したため、
○○町○○地区に対し、警戒レベル５（ご）　緊急安全確保を発令しました。
○○町○○地区の沿岸部の方は、
（既に避難所等への避難を安全にできない場合があります。）
避難所等への避難が危険な場合には、
自宅や近くの建物で、少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、
直ちに身の安全を確保してください。

Ⅴ　台風災害

台風接近時には、「２　水害（河川の氾濫）」「３　土砂災害」「４　高潮災害」などの災害が複合的に発生することが多いため、避難情報の発令等について次のとおり運用する。

１．避難情報発令対象地域の決定

避難情報発令対象地域については、「２　水害（河川の氾濫）」「３　土砂災害」「４　高潮災害」それぞれの発令対象地域を基本とするが、台風災害の影響が市域全体に及ぶと想定され、災害の種類ごとに避難情報を発令することが困難な場合は、市内全域を発令対象地域とする。

２．避難情報発令の判断基準

（１）判断基準

台風接近時の避難情報発令の判断基準についても、「２　水害（河川の氾濫）」「３　土砂災害」「４　高潮災害」で示した判断基準を基本とするが、特に「高齢者等避難」の発令については、「暴風域を伴う台風が接近し、台風情報（２４時間予報、暴風域に入る確率等）を考慮し、市域が暴風域に入る可能性が高いと判断した場合」を一つの判断基準とし、真夜中など避難が困難な時間帯を避け、早期の発令に努める。

【台風を要因とする特別警報の対応】

台風を要因とする特別警報については、暴風警報、波浪警報等複数の警報が全て特別警報として発表される。

気象庁から発表される台風情報等により、特別警報が発表される可能性が高まった場合は、早期に「高齢者等避難」を発令するものとし、特別警報が発表された場合は、「避難指示」又は「緊急安全確保」を速やかに発令する。

※台風等を要因とする特別警報：「伊勢湾台風」級（中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上）の台風や同程度の温帯低気圧が指標となる中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）に発表される。

（２）情報の確認先

確認する気象情報等	情報の確認先
台風の情報	気象庁のホームページ 津地方気象台へ問い合わせ

３．避難情報の解除の考え方

避難情報の解除については、発令の要因となった警報等が解除された段階を基本として解除するものとする。ただし、浸水被害等が発生した場合の解除については、住宅地等での浸水等が解消した段階を基本として、解除の判断を行うものとする。

４．防災行政無線による避難情報の伝達文（例）

防災行政無線による避難情報の伝達は、市民に明確に情報が伝わるよう、状況に応じ各町ごとに分割して行う。

（１）警戒レベル３　高齢者等避難の伝達文（例）

こちらは広報しまです。
災害対策本部（災害対策本部未設置の場合は防災危機管理課）からお知らせします。
台風接近のため、市内全域に、警戒レベル３（さん）　高齢者等避難を発令しました。
避難所は○○避難所を開設します。
高齢者など避難に時間のかかる方で、危険と思われる場合は避難を開始してください。

（２）警戒レベル４　避難指示の伝達文（例）

こちらは広報しまです。災害対策本部からお知らせします。
台風接近のため、市内全域に、警戒レベル４（よん）　避難指示を発令しました。
避難所は○○避難所を開設します。
危険な場所にいる人は速やかに避難を開始してください。

（３）警戒レベル５　緊急安全確保の伝達文（例）

【台風に伴い発生した（又は、発生するおそれのある）災害の種類に応じた内容で放送】
こちらは広報しまです。災害対策本部からお知らせします。
○○町○○地区で、【災害発生の内容（○○災害)】が発生したため、
○○町○○地区に対し、警戒レベル５（ご）　緊急安全確保を発令しました。
○○町○○地区の方は、(既に避難所等への避難を安全にできない場合があります。)
避難所等への避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で、
【災害の種類に応じた安全確保方法
（少しでも浸水しにくい高い場所・少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋)】に移動するなど、直ちに身の安全を確保してください。

Ⅵ　津波災害

１．避難情報発令対象地域（区域）の決定

（１）　津波注意報

津波注意報が発表された場合は、下記【津波避難対象地域】の沿岸部を避難指示発令対象地域とする。

（２）　津波警報、大津波警報

津波警報、大津波警報が発表された場合は、下記【津波避難対象地域】内の「三重県南海トラフ地震被害想定（ハザード評価）」に基づく「理論上最大クラス」の南海トラフ地震による津波浸水想定区域を有する地区を避難指示発令対象地域とする。

【津波避難対象地域】

町名	地域名
浜島町	浜島、南張、桧山路、塩屋、迫子、大崎※
大王町	波切、船越、名田、畔名
志摩町	片田、布施田、和具、間崎、越賀、御座
阿児町	鵜方、神明、立神、志島、甲賀、国府、安乗
磯部町	山田、上之郷、下之郷、飯浜、恵利原、川辺※、穴川、坂崎、三ケ所、渡鹿野、的矢

※　志摩市津波避難計画の津波避難対象地域の表示は、住所地番で示されているため、自治会・区の表示と異なっている。そのため、津波浸水想定区域を確認して対象地域とした。

２．避難情報発令の判断基準

（１）判断基準

どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、避難指示のみを発令する。その際、「避難情報に関するガイドライン（令和８年３月改定）」により、津波に係る避難情報には警戒レベルを付さないこととなっている。

区分	避難情報発令の判断基準
避難指示	津波予報区「三重県南部」に、大津波警報、津波警報、津波注意報が発表された場合

（２）情報の確認先

確認する気象情報等	情報の確認先
津波に関する警報等・予想	気象庁のホームページ、津地方気象台

３．避難情報の解除の考え方

避難情報の解除については、発令の要因となった津波警報等（大津波警報、津波警報、津波注意報）が解除された段階を基本として、解除するものとする。

浸水被害が発生した場合の解除については、当該地域が避難指示発令の基準としている津波警報等が解除され、かつ安全が確認された段階を基本として、解除するものとする。

なお、津波警報等が解除され災害が発生する恐れがなくなったにもかかわらず避難指示の発令を継続している場合、公共交通機関の運行再開等に支障が生じる可能性があることを十分に理解した上で、被害が確認されない場合等には速やかに避難指示を解除することに留意すること。

４．防災行政無線による避難情報の伝達文（例）

防災行政無線による避難情報の伝達は、市民に明確に情報が伝わるよう、状況に応じて行う。開設する避難所は、防災行政無線等でその都度周知する。

避難指示の伝達文（例）

（１）津波注意報

こちらは広報しまです。 災害対策本部からお知らせします。 津波注意報発表のため、避難指示を発令しました。 対象地域は、浜島町、大王町、志摩町、阿児町、磯部町の山田、上之郷、下之郷、飯浜、恵利原、川辺、穴川、坂崎、三ケ所、渡鹿野、的矢の各地区の沿岸部です。 ただちに海岸や河川から離れ、高台へ避難してください。

（２）津波警報、大津波警報

こちらは広報しまです。 災害対策本部からお知らせします。 津波警報（又は大津波警報）発表のため、避難指示を発令しました。 対象地域は、浜島町、大王町、志摩町、阿児町、磯部町の山田、上之郷、下之郷、飯浜、恵利原、川辺、穴川、坂崎、三ケ所、渡鹿野、的矢です。 ただちに海岸や河川から離れ、高台へ避難してください。

５．その他留意事項

津波から身を守るためには、「より早く、より高く」避難を実施することが重要であるため、気象庁から大津波警報、津波警報、津波注意報が発表された場合は、Ｊアラートによる自動放送をもって避難指示を発令したものとみなし、災害対策本部からの避難放送を待たずに避難を開始するよう市民に周知する。その後、状況に応じて上記の伝達文にて放送を行う。

≪※参考情報：津波警報等の情報伝達について※≫

<table>
<tr><th></th><th>防災行政無線</th><th>緊急速報メール</th></tr>
<tr><td>大津波警報</td><td rowspan="3">○
自動起動し放送</td><td rowspan="2">○
気象庁から配信</td></tr>
<tr><td>津波警報</td></tr>
<tr><td>津波注意報</td><td>×
気象庁から配信されない
※市や県で配信可能</td></tr>
</table>

○防災行政無線の自動放送

・気象庁が大津波警報、津波警報、津波注意報を発表し、Ｊアラートでその津波の情報を受信した場合、防災行政無線が自動起動し、市内全域に対し、緊急放送される。

○緊急速報メールの配信

・大津波警報、津波警報は、気象庁から直接配信される。

・津波注意報は、気象庁から直接配信されない。

Ⅶ　避難情報の伝達

１．情報伝達手段

避難情報を住民に伝達する主な手段は、次のとおり。

①防災行政無線
②緊急速報メール（エリアメール）
③ケーブルテレビ
④広報車・消防団による広報
⑤消防団・警察・自治会（自主防災組織）・近隣住民等による直接的な声かけ
⑥県防災情報システム（L アラート）
⑦志摩市くらしの情報アプリ

２．要配慮者、避難支援関係者等への伝達

要配慮者の迅速・確実な避難においては、家族・親戚、福祉サービス事業者、近隣住民等の避難支援関係者への情報伝達を行い、避難誘導の支援を行うことが極めて重要であることから、「１．情報伝達手段」で定めた手段により迅速に伝達を行う。